イ　試験機器を利用可能チャネル確認状態とし、試験周波数に固定して送信する場合は、あらかじめ試験用治具等を用いて試験機器を試験可能な状態に設定しなければならない。この場合の試験機器の状態は、実際の無線設備の運用状態とレーダーパルスの検出確率が同じものでなければならない。

⑷　運用中チャネル監視

ア　通信負荷を試験機器の最大伝送信号速度の50％程度に維持し、通信負荷条件を監視しなければならない。

イ　IPパケット伝送に基づく送信を行う試験機器以外の場合は、試験機器の通信負荷条件については、擬似レーダーパルスの検出確率が最小となる条件で試験を行う。

ウ　試験機器の擬似レーダーパルス検出の有無の確認は、試験機器による表示の確認等スペクトル分析器を用いない方法を用いることができる。

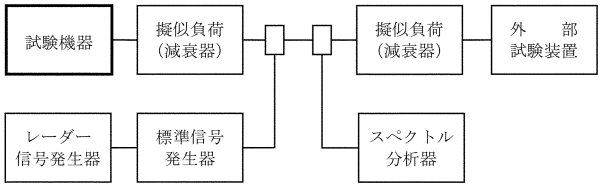
エ　試験機器を運用中チャネル監視状態とし、試験周波数に固定して送信する場合は、あらかじめ試験用治具等を用いて試験機器を試験可能な状態に設定しなければならない。この場合の試験機器の状態は、実際の無線設備の運用状態とレーダーパルスの検出確率が同じものでなければならない。

⑸　試験結果に疑義がある場合は、分解能帯域幅の設定を広くして測定することができる。

⑹　２⑷において、時間軸波形を直接表示する機能を有するスペクトル分析器を用いる場合は、分解能帯域幅を１MHz以上として測定することができる。

十四　動的周波数選択機能（ＤＦＳ）（5.6GHz帯の場合）（アンテナ端子付き）

１　測定系統図



２　測定器の条件等

⑴　外部試験装置は、試験機器と回線接続が可能な装置とする。ただし、当該装置については、試験機器と通信可能な対向器をもって代えることができる。

⑵　レーダー信号発生器によりアからエまでの試験信号に基づきパルスを発生させ、標準信号発生器の外部パルス変調入力に加え、擬似レーダーパルスを発生させる。

ア　固定パルスレーダー電波試験信号

試験信号	パルス幅［μs］	パルス繰り返し周波数[Hz]	連続するパルス数	繰り返し周期[s]
固定パルス１	0.5	720	18	15.0
固定パルス２	1.0	700	18	15.0
固定パルス３	2.0	250	18	15.0

イ　可変パルスレーダー電波試験信号

試験信号	パルス幅［μs］	パルス繰り返し周波数[Hz]	連続するパルス数	繰り返し周期[s]
可変パルス４	１μsから５μsまでのうちで１μsの整数倍を加えた幅	4,347Hzから6,667Hzまでの任意の１周波数	23から29までの任意の１整数	15.0
可変パルス５	６μsから10μsまでのうちで１μsの整数倍を加えた幅	2,000Hzから5,000Hzまでの任意の１周波数	16から18までの任意の１整数	15.0
可変パルス６	11μsから20μsまでのうちで１μsの整数倍を加えた幅	2,000Hzから5,000Hzまでの任意の１周波数	12から16までの任意の１整数	15.0

注　表の各項については、任意の１の組合せとする。

ウ　チャープレーダー電波試験信号

試験信号	パルス幅［μs］	パルス繰り返し周波数[Hz]	連続するパルス数	繰り返し周期[s]
チャープ	50μsから100μsまでのうちで１μsの整数倍を加えた幅	500Hzから1,000Hzまでの任意の１周波数	１から３までの任意の１整数	12.0

注１　バーストは、12秒間に発射されるものとする。

注２　チャープ幅は、５MHzから20MHzまでのうち、１MHzの整数倍を加えたものとする。チャープ幅は、バーストごとに任意とし、同一バースト内のチャープ幅は等しいものとする。

注３　バースト数は、８から20までの任意の整数とし、バースト間隔は、12秒間をバースト数で除した時間とする。

注４　１のバースト内で複数のパルスがある場合は、そのパルス幅は等しいものとし、その繰り返し周波数と当該パルスの次の１のパルスの繰り返し周波数との間で関連性を有してはならないものとする。

注５　表の各項については、任意の１の組合せとする。

エ　周波数ホッピングレーダー電波試験信号

試験信号	パルス幅［μs］	パルス繰り返し周波数[Hz]	一のバースト内におけるパルス数	繰り返し周期[s]
ホッピング	1.0	3,000	9	10.0

注１　ホッピング周波数は、5,250MHzから5,724MHzまでの周波数のうち、１MHzの整数倍を加えた周波数のうち任意の周波数とする。

注２　ホッピング間隔は３msとし、全てのホッピング間隔の合計は300msとする。

注３　バースト間隔は３msとする。

⑶　標準信号発生器は、次のように設定する。

搬送波周波数　試験機器の送信（受信）周波数の中心周波数

変調　レーダー信号発生器の出力信号によってパルス変調する。

出力レベル　試験機器の空中線入力部における規定入力レベルを次のとおり設定する。受信空中線の絶対利得の値は、工事設計書の値を用いる。

ア　試験機器の最大等価等方輻射電力が200mW未満の場合